



老推発0314第1号
平成22年3月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検について

去る3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

このような痛ましい火災の発生を未然に防止するため、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて下記に留意の上点検が行われるよう周知をお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村に対しその旨周知するようお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

指定基準第57条（第108条で準用）に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検をお願いしたい項目】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

・基準第57条(第108条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第93条第2項に定める消火設備について、本条に定める設備の設置状況について点検を行うこと。

平成21年4月施行の消防法施行令により新たに義務付けられたスプリンクラー、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等の消火設備の設置については平成24年3月まで猶予が設けられているが、これらの設備の設置により、今回のような火災に対し一定の効果が期待できることから、速やかな設置を進めること。

【点検をお願いしたい項目】

① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

・第93条第2項

共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3. 地域との連携

指定基準85条(第108条で準用)において利用者、市町村職員、地域住民等により構成される「運営推進会議」の設置を義務付けているところであるが、この中で、非常災害対策をテーマとした会議を開催し、これについて地域の消防機関や消防団等との協議を行う等により、非常災害に関する具体的計画や非常災害時の関係機関への通報及び連携体制がより効果的なものとなるよう点検を行うこと。

なお、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃より近隣住民等地域との連携を図ることが極めて重要であり、運営推進会議における地域住民との意見交換の他、避難訓練への地域住民の参加や非常時における協力者の確保等、認知症高齢者グループホームと地域との関わりを強める取組みに努めること。

【運営推進会議において点検をお願いしたい項目】

非常災害対策をテーマとした会議の開催

(具体的なテーマ)

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定及びその運用に関すること
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築に関すること
- ③ 定期的な避難訓練の実施に関すること
- ④ 地域における協力者の確保に関すること